

ご存知、  
ですか!?

# 付加給付金制度

健康保険において、1ヶ月間の自己負担限度額を超過した費用を払い戻す制度のことを言います。高額療養費制度による払い戻しに、さらに上乗せして該当する健康保険組合が独自に「付加給付」を行います。



もしかしたら…  
私は対象かも？



まずは健康保険を  
確認しましょう！

例えば、自己負担額が 25,000 円のケース  
アジヨビ 在宅自己注射 3 か月分+トリプタン製剤などの  
処方を受けて、合計窓口負担金が約 43,000 円の場合

1 か月の合計窓口負担金 43,000 円



なんと！これまでの  
約 4 割引きで、治療  
が継続できる可能性  
があるのです！



特に、片頭痛予防薬のエムガルティ、アジヨビ、アイモビーグを、  
在宅自己注射で3本処方する場合やアジヨビを院内で3本注射する場  
合は有用です。付加給付制度の対象となるか、自己負担額はいくらかなど  
ご自身の加入している健康保険組合にお問い合わせしてみましょう。

例えば、組合管掌健康保険、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、警察共済組  
合、公立学校共済組合、日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員特定共済組合、地方公  
務員等特定共済組合、公立学校特定共済組合 私立学校振興。共済事業団などとなります。  
(2023年7月現在) 健康保険組合ごとに申請や受け取り方法が異なりますので、必ずご自  
身でご確認をお願い致します。

## 早わかりの3ステップ

1. 付加給付金とは、高額医療費に上乗せして  
医療費を払い戻してくれる制度です。
2. 付加給付制度がある健康保険に加入していれば、  
医療費の負担がとても軽くなります。
3. 全ての人が、付加給付を受けられるわけではありません。  
ご自身の健康保険組合に確認することが必要です。

健康保険組合に  
聞いてみましょう！

